

亀山市告示第64号

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱

亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱（平成17年亀山市告示第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、ひとり親家庭等の児童の通学費の一部を援助するため、ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金（以下「援護金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及びひとり親家庭等の児童の向学心の高揚を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ひとり親家庭等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている世帯のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯をいう。
- （2）高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、同法第124条に規定する専修学校その他これらに準ずると認められる学校をいう。
- （3）通学定期券 居住地から高等学校等までを通学するために利用する公共交通機関等が発行する通学用定期乗車券をいう。
- （4）通学費 児童が最も経済的かつ合理的と認められる通学経路において通学するために当該公共交通機関等に支払う通学定期券の費用の合算額をいう。
- （5）児童 児童扶養手当の支給の対象となる児童であって通学定期券を購入し、高等学校等に通学するものをいう。

（支給対象者）

第3条 援護金の支給対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) ひとり親家庭等に属し、市内に住所を有する児童（市外に住所を有する児童で、市長が相当の理由があると認めるものを含む。）を養育する者
- (2) 市内に住所を有する者（市外に住所を有する者で、市長が相当の理由があると認めるものを含む。）

(支給月額)

第4条 援護金の支給月額は、3,000円を限度として1月の通学定期券の額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

(支給対象者の認定申請)

第5条 援護金の支給対象者の認定を受けようとする者は、亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 通学定期券の写し
- (2) 学生証の写し

(支給対象者の認定通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その認定の可否を決定したときは、亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金認定可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(支給)

第7条 援護金の支給は、前条の認定を決定した日の属する月分から支給する。

- 2 前条の認定を受けた者は、当該認定後に新たに通学定期券を購入したときは、当該通学定期券の写しを市長に提出しなければならない。
- 3 援護金は、9月と3月に支給する。

(変更申請)

第8条 第6条の認定を受けた者は、認定を受けた事項に変更があったときは、亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金変更申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(援護金の変更決定)

第9条 市長は、前条の規定により変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金変更通知書（様式第4号）にて申請者に通知する。

（受給資格の喪失届）

第10条 第6条の認定を受けた者は、第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金受給資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により援護金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給した援護金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金認定申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 〒519-

住 所 亀山市

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

次のとおり、亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金の支給対象者の認定を申請します。

1. 児童

氏名		生年月日	H・R	年	月	日
学校名		学年				年
<input type="checkbox"/> 上記児童が、児童扶養手当の支給対象児童である						

2. 定期券

順路	通学方法	交通機関名	利用区間	定期券の額
1	電車・バス		～	円（ か月定期）
2	電車・バス		～	円（ か月定期）
3	電車・バス		～	円（ か月定期）

3. 振込口座

<input type="checkbox"/> 児童扶養手当振込口座への振込を希望		<input type="checkbox"/> 指定の金融機関口座への振込を希望（下記へ記入）			
振込金融機関名	銀行・金庫・組合			支店・出張所	
口座名義（カナ）		口座番号	普通・当座		

私は、亀山市ひとり家庭等児童高等学校等通学費援護金の支給対象者の認定の可否決定に当たり、市職員が児童扶養手当の受給状況及び世帯全員の住民基本台帳の内容等必要な事項について閲覧することについて同意します。

亀山市長 様

年 月 日

氏名

印

添付書類	<input type="checkbox"/> 通学定期券の写し <input type="checkbox"/> 学生証の写し
------	---

様式第2号(第6条関係)

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金認定可否決定通知書

年 月 日

様

亀山市長



年 月 日付で申請のあった亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金の支給対象者の認定について、次のとおり通知します。

- 1 認定の可否 可 ・ 否
- 2 児童氏名
- 3 支給開始年月 年 月分から
- 4 支給額 月額 円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第8条関係)

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金変更申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 〒519-

住 所 亀山市

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

次のとおり、変更がありましたので申請します。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容

氏名変更 変更後氏名

住所変更 変更後住所

転 校 学校名

※学生証の写しを添付

通学定期券変更

順路	通学方法	交通機関名	利用区間	定期券の額
1	電車・バス		～	円 (か月定期)
2	電車・バス		～	円 (か月定期)
3	電車・バス		～	円 (か月定期)

※通学定期券の写しを添付

金融機関変更

振込金融機関名	銀行・金庫・組合			支店・出張所
口座名義 (カナ)		口座番号	普通・当座	

様式第4号(第9条関係)

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金変更通知書

年 月 日

_____様

亀山市長



年 月 日付けで届出のあった亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金の支給対象者の認定事項の変更について、次のとおり通知します。

1 児童氏名 _____

2 変更の内容

変更前	
変更後	

様式第5号(第10条関係)

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金受給資格喪失届

年 月 日

亀山市長 様

申請者 〒519-

住 所 亀山市

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

亀山市ひとり親家庭等児童高等学校等通学費援護金の受給資格を喪失しましたので、次のとおり届け出ます。

1 喪失年月日 年 月 日

2 喪失理由

児童扶養手当の支給対象でなくなった。

市内に住所を有さなくなった。(児童 認定を受けた者)

児童が高等学校等を退学した。

その他 ()